四日市市告示第２６１号

　四日市市小規模事業者持続化サポート補助金（一般型）交付要綱を次のように定

める。

令和３年４月１日

四日市市長　森　智広

四日市市小規模事業者持続化サポート補助金（一般型）交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、市内に事業所を有する小規模事業者であって、令和元年度補正予算小規模事業者持続化補助金〈一般型〉公募要領（以下、「一般型補助金要領」という。）に基づく補助金を受けた事業者に対し、予算の範囲内において上乗せして補助を行うことにより、新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える影響を乗り越えるために前向きな投資を行いながら販路開拓等に取り組む市内事業者を支援し経営の安定に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において使用する用語は、一般型補助金要領において使用する用語の例による。

（補助対象者）

第３条 　この要綱の補助対象者は次の各号の要件をすべて満たすものとする。

（１）一般型補助金要領に基づく交付（決定）を受けていること。

（２）三重県の令和３年度セーフティネット資金融資要綱（新型コロナウイルス感染症対応）に基づき、四日市市が発行する認定書（以下、認定書という。）において、売上高等減少率が２０％以上減少していると認定した者。

（３）市税を滞納していないこと。

（４）次に掲げるいずれかに該当しないこと。

ア　次に掲げるいずれかの法人

（ア）暴力団（四日市市暴力団排除条例（平成23年四日市市条例第9号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である者

（イ）当該法人の役員が暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

（ウ）暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

イ　次に掲げるいずれかの個人

（ア）暴力団員である者

（イ）暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

（５）市内に本店登記のある法人又は市内に主たる事業所のある個人

（補助金額）

第４条　補助金の額は、予算の範囲内において、一般型補助金要領に基づく補助対

象経費から交付を受ける補助金の額を差引いた額に補助率１/２を乗じた額。ただし125,000円を上限とする。

（交付申請）

第５条　小規模事業者が補助金の交付を受けようとするときは、四日市市小規模事業者持続化サポート補助金（一般型）交付申請書（第１号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

（１）一般型補助金要領に基づく補助事業の実施状況が確認できる書類

（２）認定書

（３）法人は市内に本店登記または個人は主たる事業所のあることが確認できる書類

（４）誓約書（第２号様式）

（５）その他、市長が必要と認める書類

（交付決定）

第６条　市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、四日市市小規模事業者持続化サポート補助金（一般型）交付決定通知書（第３号様式）により小規模事業者に通知するものとする。

２　市長は、前項の決定を行う場合において必要と認めたときは、条件を付することができる。

（補助金の請求）

第７条　前条の規定により補助金の交付決定通知を受けたものは、速やかに四日市市小規模事業者持続化サポート補助金（一般型）交付請求書（第４号様式）にて、市長に補助金の交付を請求するものとする。

（補助金の交付）

第８条　市長は、前条の請求の基づき、速やかに補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第９条　市長は、小規模事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

（１）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（２）一般型補助金要領に基づく補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されたとき。

（３）その他市長が特に必要があると認めたとき。

（事業評価）

第１０条　市長は、当該事業に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

２　市長は、前項による検証の結果、必要と認めたときは、要綱の改正又は廃止その他適正な措置を講ずるものとする。

（個人情報の取扱い）

第１１条　当該事業のために収集した個人情報は、四日市市個人情報保護条例（平成１１年四日市市条例第２５号）に基づき、当該補助事業の関係上必要な範囲で利用するものとする。

　（四日市市補助金等交付規則の適用除外）

第１２条　この補助金は、四日市市補助金交付規則（昭和57年四日市市規則第11号）第２条第１号の規定により市長が指定する補助金とする。

（補則）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

（要綱の失効）

２　この要綱は、令和４年３月３１日限りその効力を失う。ただし、同日までに第６条に規定する交付決定を受けた小規模事業者に係る補助金については、この要綱の規定はこの要綱の失効後も、なおその効力を有する。

（商工農水部商工課）